

# 江南市地域公共交通会議検討部会設置要領

制定平成 29 年 3 月 30 日

## (設置)

第 1 条 江南市地域公共交通会議検討部会（以下「検討部会」という。）は、江南市地域公共交通会議設置要綱（平成 19 年 6 月 27 日施行。以下、「要綱」という。）の規定に基づき、江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の円滑な運営を図るため設置する。

## (協議事項)

第 2 条 検討部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 要綱第 2 条各号に掲げる事項
- (2) その他検討部会が必要と認める事項

## (検討部会の構成員)

第 3 条 検討部会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 市長の指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
- (4) 利用者の代表者（老人クラブ連合会代表又は公募区長）
- (5) 学識経験者
- (6) 愛知運輸支局長の指名する職員
- (7) 社会福祉協議会が推薦する者
- (8) その他検討部会で必要と認める者

2 委員は、事故その他やむを得ない事由により、検討部会に出席できないときは、あらかじめ、その旨を部会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (部会長)

第 5 条 検討部会に部会長をおき、市長がこれを指名する。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総括する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定するものがその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 検討部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

2 検討部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、部会長が検討部会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。